# 第1回国家戦略特区ワーキンググループ (議事要旨)

### (開催要領)

日時 平成 25 年 5 月 10 日 (金) 17:00~18:40

場所 内閣府庁舎5階 特別会議室

出席

### <有識者>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授

委員 秋山 咲恵 株式会社サキコーポレーション 代表取締役社長

委員 工藤 和美 シーラカンスK&H株式会社 代表取締役

東洋大学理工学部建築学科 教授

委員 坂村 健 東京大学大学院情報学環・学際情報学府 教授

委員 原 英史 株式会社政策工房 代表取締役社長

<大臣・副大臣>

新藤 義孝 地域活性化担当大臣

西村 康稔 内閣府副大臣

#### <事務局>

加藤 利男 内閣官房地域活性化統合事務局 局長

藤原 豊 内閣官房地域活性化統合事務局 参事官

宇野 善昌 内閣官房地域活性化統合事務局 参事官

赤石 浩一 内閣官房日本経済再生総合事務局 次長

飯塚 厚 内閣官房日本経済再生総合事務局 次長

#### (議事次第)

- 1 開会
- 2 ワーキンググループの運営について
- 3 国家戦略特区(仮称)に係る提案について
- 4 ワーキンググループにおける検討項目について
- 5 その他
- 6 閉会

#### (配付資料)

資料 1 国家戦略特区ワーキンググループの開催について

【別紙】国家戦略特区ワーキンググループ 委員名簿

資料2 国家戦略特区ワーキンググループ運営要領(案)

資料3 「世界で一番ビジネスのしやすい環境をつくる」

【参考】第6回「産業競争力会議」資料14

「立地競争力の強化に向けて(竹中主査)」抜粋

資料4 国家戦略特区ワーキンググループにおける検討項目(案) 資料5 (原委員提出資料) 「アベノミクス戦略特区」の制度設計に 当たってのポイント

参考資料 特区制度の概要

## (議事要旨)

新藤大臣の挨拶の中で、国家戦略特区(仮称)の概要について、以下のような説明があった。

- 国家戦略特区は、大胆な金融緩和、財政政策に続く、日本経済再生の「第 3の矢」である成長戦略の中心となるもの。先導的な国家戦略のプロジェ クトとして、総理主導の下でスピード感をもって進めていく。
- 国家戦略特区の体制は、意思決定機関として総理をトップとした諮問会議を今後設置。また、特区ごとに担当大臣・関係大臣、地方団体の長、民間事業者の代表などで構成する統合推進本部を設置し、イノベーションをその地域でどのようにして実現するかなど、特区ごとに考えて行く。
- 国家戦略特区は、必ずしも都市部に限定されるものではなく、農業、エネルギーの分野や過疎地域等地域の振興を図るものもあってよい。

この説明を受けて、委員により、以下のような議論が行われた。

#### (1) 国家戦略特区のコンセプト、制度設計の基本的考え方について

- 国家戦略特区は、国家戦略の観点から、岩盤といわれる規制の改革を行お うとするもの。制度設計も、具体的なプロジェクトや規制改革と一体で考 えていく必要がある。
- 国が主導してパッケージとして取組等を提示し、地域に選ばせるという方 法もある。
- これまでの特区は、制度創設から時間が経過して、構造改革特区の推進がペースダウンしてきている。総合特区のボトムアップによる提案にも限界がある。また、特例措置の活用や予算の執行が少ないという反省点を活かすべき。
- 規制改革だけでなく、税制措置についても積極的に議論すべき。
- 産業競争力会議の民間議員ペーパーでは、規制改革のイメージを出すため 三大都市圏の例を出したが、地域が決まっているわけではない。
- 国家戦略特区では、大胆な規制改革の実験場として、特区制度をリニューアルすべきであり、国側から能動的に提案して、総理主導で推進していく特区であるべき。

- 国家戦略特区の制度設計を行うにあたり、基本原則として次の5点を提案したい。一点目は大胆な規制改革、従来とは次元の異なる規制改革。二点目は、国、地方、民間の三位一体で規制改革を実現すること。三点目は分かりやすい区域設定。四点目は、特区の規制改革を国全体の経済活性化につなげていくこと。五点目はスピード感を持って進めること。
- 国家戦略特区で規制改革を進めるが、その波及効果を大きいものにしていかなければならない。そのためには、プロジェクトの影響範囲をしっかり 把握する必要がある。

#### (2)個別の論点について

- 世界で一番ビジネスのしやすい環境をつくるためには、イノベーションを 日本でおこす必要がある。そのための課題としては、インフラ、資金、人 材の3点ある。
- インフラというのは、例えば、日本の法律体制は、できることだけが列挙されているポジティブリストであり、リストに無い新しい取組をすることができず、イノベーションが起こりにくい環境。米国を参考に、ネガティブリスト方式にし、問題があれば裁判で決着させるようにすればよいのではないか。資金については、最近改善されている。人材は、大手企業に囲い込まれていて、流動性が低い。
- 有能な人材が終身雇用の職場の大企業に囲い込まれたり、大企業から飛び出せない原因の一つは、現行法では、有期雇用の自由な再契約が認められていないことにある。すなわち、一定期間を経過した有期雇用は、終身雇用に切り替えない限り、打ち切りにすることを雇用者に義務付けていることにある。たとえば、山中伸弥教授の再生医療研究所で研究者が雇用の不安定性に晒されている。イノベーションを促進する人材流動化のためには、少なくとも最先端の研究機関では、有期雇用の自由な再契約を可能とする制度改革を行う必要がある。そのためには、まずバイオ研究の盛んな区域でそのような改革を、実現することが有効ではないか。
- 特区の範囲については、区域ではなくバーチャル特区というのも考えられないか。例えばインターネットでは具体的な場所は関係ない。
- 羽田の国際化は、地方諸都市と外国との時間距離を大幅に縮小する。従来 の特区制度では、羽田の国際化を、地方から提案できなかった。羽田の国 際化を地方の観点からとっての特区とすることも、バーチャル特区の一例 と見なせるのではないか。
- 世界で一番ビジネスをしやすい環境というのは、世界中の人がビジネスを するために集まるまちであり、その実現のためには、世界レベルの魅力的 なまちはどのようなものか、というビジョンから考える必要がある。

- 外国人が家族とともに快適に生活できる環境としては、医療と教育のテーマは非常に重要。
- 外国の方は地震の問題にも関心があるが、リスクを隠すべきではなく、リスクに対応することや、説明することが大事。
- ビジョンのない都市開発はない。ビジョンに従えば、規制強化が必要な場合もあるのではないか。
- コンパクトシティのビジョンでは、規制により都心部に居住を促す。また、 海外 (米国) では、都市部に住居を確保するため、都市部での開発では住 居の整備を義務付けているなどの例がある。
- 国際化促進のためにも少子化対策のためにも大都市における都心居住の障害は取り除くべきだ。たとえば、丸の内は、容積率緩和と平行した商業用床の増設によって、すばらしいまちになり、住みたいという人が増えてきているが、高さ制限や容積率規制のためにマンションがない。大都市の都心では、国家的観点から、ビジネス用床面積を犠牲にしない方式による居住促進のための規制緩和をする必要がある。

以 上